

令和5年10月10日

「ICT活用工事における3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等の計上方法等について」の一部改正について（お知らせ）

このことについて、「ICT活用工事における3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等の計上方法の変更について（お知らせ）」（令和5年3月6日付けお知らせ）の一部を下記のとおり改正し、運用することとしましたので通知します。

## 記

### 1 適用範囲

ICT活用工事で、3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等にかかる費用を計上する工事

※港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上すること。

### 2 計上方法

#### (1) 妥当性の確認

精算設計書作成時点において、以下の①と②を比較し、価格が低い方を計上する。

##### ① 官積算額

共通仮設費率と現場管理費率に、ICT活用工事の各試行要領で定められた補正係数を乗じることで算出した額（補正係数による計上額に対応した一般管理費等の金額を含む）

##### ② 受注者から徴収した見積額

見積書には、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記すること。なお、見積りは、一般管理費を含んだ額とする。

#### (2) 計上方法

##### ①を計上する場合

積算システムにより、共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じる。

##### ②を計上する場合

登録単価に「3次元出来形管理・3次元データ納品、外注費用等の費用」の名称で、消費税を除く全ての費用を全間接費の対象外として登録し、共通仮設費の技術管理費に計上する。

### 3 その他

見積書は、「ICT活用工事計画書」と併せて提出させること。

なお、受注者から見積書の提出が無い場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品、外注費用等の費用は計上しない。

4 問い合わせ先

技術管理課 (TEL 088-823-9826)